外旭川訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)
第１条　この規程は、医療法人惇慧会(以下「法人」という。)が設置する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、よって、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定訪問看護、指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)
第２条　ステーションは、訪問看護の提供により、居宅における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を図り、生活状態の向上に寄与するよう努めるものとする。
２　ステーションは、事業の運営にあたって、適時適切な訪問看護が提供できるよう努めるものとする。
３　ステーションは、事業の運営にあたって、居宅介護支援事業所、秋田市サービス調整チーム、在宅介護支援センター等を活用するとともに保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)
第３条　ステーションは、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づき適切な訪問看護を行なう。
２　ステーションは、訪問看護の提供にあたっては、第三者への委託によって行なってはならない。

(事業所の名称等)
第４条　ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1)名称　　外旭川訪問看護ステーション
(2)所在地　秋田市外旭川字中谷地４６

(職員の職種、員数及び職務内容)
第５条　ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は別表１のとおりとする。

（相談役の設置）
第６条　ステーションには、事業遂行上の相談・助言を得るため、相談役を置くことができるものとする。

（営業日及び営業時間）
第７条　ステーションの営業日及び営業時間は、日曜日から土曜日までの午前９時００分から午後５時００分までとする。
２、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用時間及び利用回数）
第８条　訪問看護の利用時間は、１日１回の訪問につき３０分から１時間３０分程度を標準とし、２時間を超えないものとする。
２　訪問看護の利用回数は、１週３回を上限とする。ただし、末期悪性腫瘍患者その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者については、その限りではない。
３　介護保険法に基づく訪問看護の場合は、利用時間、利用回数は居宅サービス計画に沿ったものとする。

（訪問看護の提供方法）
第９条　訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
(1)利用者の申し出により、主治医が交付した指示書により、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
(2)利用者又は家族からステーションに直接要請があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
(3)利用を希望する者に主治医がいない場合は、ステーションから秋田市医師会あるいは秋田市サービス調整チーム又は在宅介護支援センターに調整等を求め対応する。
(4)居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。

（訪問看護の内容）
第１０条　ステーションの訪問看護内容は次のとおりとする。
(1)症状、障害の観察
(2)清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
(3)褥瘡の予防・処置
(4)リハビリテーション
(5)終末期ケア、痴呆症患者の看護

(6)療養生活や介護方法の指導
(7)カテーテル等の交換・管理
(8)その他医師の指示による医療処置

（緊急時における対応）
第１１条　訪問看護実施中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
２　前項による処置を講じた場合は、速やかに、管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料）
第１２条　利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、その額は別表２のとおりとする。
２　ステーションは、訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、基本利用料並びにその他の利用料の内容及び金額について説明を行ない、理解を得なければならない。
３　指定訪問看護サービスの利用金額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
４　その他の利用料は別表３のとおりとする。

（事業実施地域）
第１３条　事業の実施地域は秋田市全域とする。

（虐待防止のための措置に関する事項）
第１４条　ステーションは、虐待の発生またはその再発を防ぐため、以下の措置を講じる。
１　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
２　利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
３　その他虐待防止のために必要な措置

（その他の留意事項）
第１５条　ステーションは、社会的使命を十分認識し職員の資質向上を図るため、研修、研究の機会を設ける。
２　従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその

家族の秘密および個人情報を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

３　ステーションは、訪問看護に関する記録を整理し、５年間保管しなければならない。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は別に定める。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

別表１　職員の職種、員数及び職務内容

職　　種	員　数	職　務　内　容
管　理　者	１名	所属職員の指揮監督、事業運営の統括
訪問看護師	５名以上	訪問看護計画書の作成、訪問看護の実施
理学療法士・ 作業療法士　等	３名以上	訪問看護指示に基づくリハビリテーション

別表２ 利用料（医療保険の場合）

利用料の種類	利　用　料　金	摘　要
基本利用料	各種医療保険の個人負担 自己負担割合に応じる	１人１回の額
時間延長料金	加算　30 分毎に　2,000 円	1 回 2 時間を超える場合
日 用 品 費	実費	

別表３　その他の利用料

利用料の種類	利用料金	金額
自　費　料　金	概ね　1 回 2 時間程度まで	1 回あたり 5,550 円 (時間外等は下記加算) 延長料金は上記に同じ
時　間　外　料　金	午後 5 時～午後 10 時､午前 6 時～午前 9 時 午後 10 時～午後 6 時	30 分あたり 2,500 円 30 分あたり 3,000 円
交　通　費	ステーションから往復 20 キロまで ステーションから往復 21 キロ～50 キロまで ステーションから往復 51 キロを超えた場合	1 回あたり　200 円 〃　400 円 〃　600 円
死後の処置料		10,000 円